

## 前橋市自然環境保全推進委員会 次期委嘱期間について

### 1 委嘱任期について

前橋市自然環境保全推進委員会の任期について、現在、前橋市自然環境保全推進委員会設置要綱で2年と定めている。

#### ○現行

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、**2年間**とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### ○案

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、**3年間**とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 2 任期の変更理由

令和9年予定の環境基本計画の改訂及び改訂後の自然環境調査について継続的に議論していくため。

### 3 自然環境調査スケジュール

|    | 調査種類（地点数）                 | 委嘱（期）     |
|----|---------------------------|-----------|
| R4 | ほ乳類・は虫類・両生類（27地点）         | 令和4年（1期目） |
| R5 | 昆虫類（12地点）                 | 令和4年（2期目） |
| R6 | 昆虫類（15地点）                 | 令和6年（1期目） |
| R7 | 鳥類（13地点）<br>魚類・水生生物（13地点） | 令和6年（2期目） |
| R8 | 植物（13地点）                  | 令和6年（3期目） |
| R9 | 環境基本計画の改訂                 | 令和9年（1期目） |

## 前橋市自然環境保全推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 自然環境保全の専門機関として、環境基本計画の推進を図るため、前橋市自然環境保全推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を行う。

- (1) 環境基本計画の自然環境部門の進行管理に関すること。
- (2) 環境教育の支援及び推進に関すること。
- (3) 自然環境に関連する事業への助言等に関すること。
- (4) その他良好な環境の保全と創造に関すること。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年間とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を処理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。